

大久保浄水場排水処理施設等改修・運営事業 実施方針等に関する質問への回答表

No.	資料名	頁	項目				質問内容	回答
			大	中	小	他		
1	業務要求水準書（案）	3	第2	2	(1)	大久保浄水場の基本諸元	令和11年度以降に高度浄水処理施設（オゾン処理＋生物活性炭吸着）が稼働し浄水処理方式が変更となる計画とありますが、高度浄水処理導入なども含めた外的要因により汚泥性状、発生土量又は発生土の有効利用条件が変化した場合、追加費用の発生及び事業収支への影響について契約変更又は協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	高度浄水処理施設の稼働など業務要求水準書（案）に記載された汚泥性状の変化については予測の上提案を行ってください。なお、業務要求水準書（案）に記載のない要因による変化については、「契約時に想定できなかった事態」として協議の対象とします。
2	業務要求水準書（案）	13	第4	1	(1)	保守・点検及び修繕業務	建物維持管理業務において、事業者は建物の修繕を行うこととされていますが、屋根防水改修、外壁補修・再塗装、躯体補修等の建築躯体に係る大規模修繕については事業者負担に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	必要が生じた場合は、突発的な修繕を除き、事業者の負担で適切に修繕を行ってください。
3	業務要求水準書（案）	24	第5	2	(2)	発生土有効利用業務	発生土の有効利用先について、契約時に確保した受入先が事業停止、許認可の失効、受入拒否その他の事由により利用できなくなった場合、「契約時に想定できなかった事態」に含まれるとの理解でよいでしょうか。	不可抗力の場合は「契約時に想定できなかった事態」としますが、受入先の帰責事由によるものは対象としません。
4	実施方針（案）	8	第3	3	(1)	ア	「建設業務実施者が複数の場合、又は建設業務実施者が自ら設計業務を実施しない場合、基本協定の締結後に設計建設JVを結成する。」と記載があります。責任・リスク管理・資金管理を一元化でき事業を安定的かつ効率的に実施できるSPCも認められるという理解でよろしいでしょうか。	本事業はDBO方式での実施を予定しており、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業ではありません。そのため、建設業務実施者については、担当業種ごとの建設業許可を有する企業で構成されたJV（もしくは単体企業）としてください。
5	実施方針（案）	11	第3	3	(3)	ア	「基本協定の締結後に3者又は4者による維持管理JVを結成する。」と記載があります。責任・リスク管理・資金管理を一元化でき事業を安定的かつ効率的に実施できるSPCも認められるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務実施者については、SPCでの参加も認めます。ただし、JV同様に記載している条件を満たした企業が出資しSPCを構成することとさせていただきます。また、SPCを結成する場合も、出資企業は3者又は4者で構成してください。
6	実施方針（案）	12	第3	3	(3)	ク（ア）	土木工事業の工事実績について、1回の契約金額3千万円以上の土木一式工事と記載があります。提示する実績工事の発注業種が機械器具設置であり、3千万円以上の土木一式工事が含まれていれば実績を満たすものと理解してよろしいでしょうか。	工事実績については発注業種にて判断しますので、御質問の工事実績は機械器具設置工事としてのみ扱います。
7	実施方針（案）	12	第3	3	(3)	ク（ア）	工事実績を証明する書類としては、コリンズの登録内容確認書でよろしいでしょうか。そのほか必要書類がありましたらご教示願います。	コリンズの登録内容確認書で問題ありません。あわせて、工事の請負契約書の写しも御提出をお願いします。
8	業務要求水準書（案）	4	第2	2	(3)	表2-4	紫外線照射装置は、対象施設から除かれていますが、事業期間中の保管状態をご教示願います。電源の入力の有無、UVランプの取り外しまたは、装着した状態など。	現行事業終了時点で設備停止し、その状態での残置を想定しています。電源はコントロールセンターにて断、操作禁止とし、UVランプは装着のままです。
9	業務要求水準書（案）	4	第2	2	(3)	表2-4	紫外線照射装置は、対象施設から除かれていますが保管せずに機器撤去とする場合、その撤去費用は企業局様の御負担になると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
10	業務要求水準書（案）	14	第4	2	(2)		既存施設は、平成20年4月1日から令和10年3月31日まで20年間使用し、さらに、今回の事業期間15年で、合計35年使用する機器や配管類もあると想定されます。適切な運転管理、維持管理を行っていた中で、今回更新対象外となっている機器・配管類に更新の必要が発生した場合、その費用については企業局様の御負担になると理解してよろしいでしょうか。	突発的な修繕に該当すれば企業局の負担とします。
11	業務要求水準書（案）	14	第4	2	(2)		既存施設において、今回更新対象外の機器（例えば、濃縮槽汚泥掻寄機）について部品交換の他、長期運用を目的とし機器の一部に改造を施すことは提案の中で認められますでしょうか。	今後公表する設計金額の中での提案・実施は妨げません。
12	実施方針（案）	8	第3	3	(1)	ア	「建設業務実施者が複数の場合、又は建設業務実施者が自ら設計業務を実施しない場合、基本協定の締結後に設計建設JVを結成する。」とありますが、1者又はJVのほかSPCも認められるという理解でよろしいでしょうか。	回答No.4のとおり、建設業務実施者についてはSPCでの参加を認めません。
13	実施方針（案）	8	第3	3	(1)	イ	「設計建設JVは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、「機械器具設置工事業」及び提案に基づく業務を実施するに当たり必要とする建設業許可を受けている者を含むものとする。」とありますが、業務要求水準書（案）P9第31（1）業務対象に記載の内容・提案に基づく業務内容が機械器具設置工事業の際は、建設業許可は機械器具設置工事業のみで良いとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

14	実施方針（案）	10	第3	3	(2)	ア	「建設業務実施者が自ら設計業務を実施しない場合、基本協定の締結後に設計業務の実施を担う者を含めた設計建設JVを結成する。なお、建設業務実施者が自ら設計業務を実施する場合、「イ（ウ）」を満たすこと。」とありますが、建設業務実施者が設計を行う場合、「イ（ウ）」以外の条件を満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
15	実施方針（案）	11	第3	3	(3)	ア	「基本協定の締結後に3者又は4者による維持管理JVを結成する。」とありますが、SPCも認められるという理解でよろしいでしょうか。	回答No.5のとおり、維持管理業務実施者についてはSPCでの参加も認めます。
16	実施方針（案）	11	第3	3	(3)	ウ	「維持管理JVの各構成員は、令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）に、担当する維持管理・運営業務に係る業種で登載された者であること」とありますが、機械器具設置工事業、電気工事業、土木工事業の登録がされていれば良いとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
17	実施方針（案）	12	第3	3	(3)	ク（ア）	「代表構成員は、次の（ア）及び（イ）の実績を有すること」とありますが、代表構成員は（ア）の表に記載の機械器具設置工事業、電気工事業、土木工事業のいずれか一つの実績があればよいとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
18	実施方針（案）	12,13	第3	3	(3)	ク（イ）	「上水道又は工業用水道の浄水場において、排水処理施設（機械的脱水処理を行う施設に限る。）に係る運転管理業務を元請として、通算3年以上行い完了した実績を有すること。」とありますが、「完了した実績を有する」とは「事業期間満了を迎えていない運転管理業務において、年度毎の履行確認検査を通算3年以上受検・合格した運転管理業務」も実績に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 記載を「履行した実績を有する」に修正します。
19	実施方針（案）	13	第3	3	(3)	コ	「現場責任者として、契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公示日までの間に、浄水場において排水処理施設（機械的脱水処理を行う施設に限る。）に係る運転管理業務に通算3年以上従事した実績を有する者を配置すること。」とありますが、「従事した実績を有する」とは「事業期間満了を迎えていない運転管理業務において、3年以上運転管理業務に従事した経験」も実績に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	実施方針（案）	13	第3	3	(3)	コ	現場責任者は構成員からの配置でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
21	実施方針（案）	14	第4	2	(5)	ウ	「協議の成立後、単独企業である場合を除きJVを結成する。」とありますが、SPCも認められるという理解でよろしいでしょうか。	回答No.4,5のとおり、建設業務実施者についてはSPCでの参加を認めませんが、維持管理業務実施者についてはSPCでの参加を認めます。
22	実施方針（案）		別紙1				天日乾燥床からの搬出に係る費用（重機・運搬車両費用）については、発生土有効利用業務内に見込まれているとの認識でよろしいでしょうか。	中分類「発生土有効利用業務」小分類「発生土管理業務」にて見込んでいます。
23	実施方針（案）		別紙2	2			発生土有効利用に係る費用の一連の算出式は、事業者が有価率を高めることで利益が増える、所謂インセンティブが働くような設計になっているという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 実績に関わらず、提案有価率を基準として県からの支払を行う計算式となっていますので、実績有価率が高いほど事業者の利益は増えることとなります。例として、実施方針（案）記載の計算例と同等の条件では、実績有価率X=80(%)の場合のプロフィットシェア後の金額について、県の支払額は130,230,000円、事業者の利益額は21,870,000円となり、X=70(%)の場合より、県の支払額は減り、事業者側の利益額は増加します。
24	実施方針（案）		別紙4				事業実施体制イメージにおいて*3は「1」V構成員で参加資格要件を満たす複数の業種を兼ねることは可とする。」と記載されておりますが、「建設業務の実施を担うものA」と「維持管理」Vの2ヶ所を示しております。 維持管理」Vの各構成員については、実施方針（案）P.11 第33(3)イに記載の「1」V構成員で参加資格要件を満たす複数の業種を兼ねることは認めない。」と記載があり、相反する内容となっております。そのため、*3は「建設業務の実施を担うものA」のみに該当するという理解でよろしいでしょうか。	事業実施体制イメージにおいて、「維持管理JV」に*3がついているのは誤りですので、修正いたします。 御理解のとおり、実施方針（案）本文にある記載が正ですので、*3は「建設業務の実施を担う者」のみに該当します。
25	実施方針（案）		別紙5	6			広く民間企業一般に影響を及ぼす法令等に関し、事業収支を根本から覆す過大なコスト増が生じた際の協議条項または負担上限の追加は可能でしょうか。	対応しません。
26	実施方針（案）		別紙5	25			不可抗力による損害の一部負担について、契約上の負担上限または免責基準を定める検討は可能でしょうか。※参考として、大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業（現PFI事業）の事業契約書（案）別紙において上限は設計・建設費相当額もしくは年間のサービス購入料相当分の1000分の10が上限と記載されています。	御質問のとおり、負担上限を定める予定です。なお、負担上限割合については、募集要項等の公表をお待ちください。

27	実施方針（案）		別紙5	43			段階的に更新工事を行った場合、工事的物が部分的に完成し、企業局の承諾を得て一部供用を開始した時点をもって「使用開始」と定義し、以降は維持管理期間の責任区分へ移行するものとして理解してほしいでしょうか。	御理解のとおりです。
28	実施方針（案）		別紙5	55			事故・火災等による施設・備品等の損傷のうち不可抗力によるものに△が付いていますが、自然災害による耐震性能やハザードマップ等の想定を上回る被害が発生した場合の損害についても、記述の通り一部は事業者が負担を負うのでしょうか。	御質問のとおりです。 負担上限を定める予定ですが、詳細は募集要項等の公表をお待ちください。
29	実施方針（案）		別紙5	55			事故・火災等による施設・備品等の損傷のうち不可抗力による損害について、記述の通り一部は事業者が負担を負う場合、事業者の負担範囲は保険で対応できる範囲でよろしいでしょうか。	負担上限を定める予定ですが、詳細は募集要項等の公表をお待ちください。
30	実施方針（案）		別紙6	3			業務水準低下に対する措置について、自然災害・不可抗力に起因する設備の突発故障が原因の場合、減額又はペナルティポイントの対象外となるでしょうか。	御質問の自然災害等の不可抗力については、やむを得ない事由に該当しますので、詳細報告していただき、企業局が合理性があると判断した場合は減額又はペナルティポイントの対象外とします。
31	業務要求水準書（案）	1	第1	3	(4)	イ②	「前事業者からの引継ぎは令和10年3月31日までに完了させること」とありますが、引継ぎ期間はどの程度の期間を想定すればよろしいでしょうか。	契約手続き完了（令和9年10月予定）以降であれば引継ぎ期間に入れるものとします。
32	業務要求水準書（案）	2	第2	1		表2-1	天日乾燥床からの搬出に係る費用（重機・運搬車両費用）については、発生土有効利用業務内に見込まれているとの認識でよろしいでしょうか。	中分類「発生土有効利用業務」小分類「発生土管理業務」にて見込んでいます。
33	業務要求水準書（案）	5	第2	2	(4)		既設設備における突発的な修繕について、要求水準書では、予見困難であり、かつ事業者が維持管理・修繕を怠らなかったにもかかわらず発生したもの、又は事業者の帰責事由によらないものは企業局負担とありますが、脱水機主要部品（フィルタープレート、ろ布、油圧装置、制御盤、主電動機、開閉機構等）について、予見困難な故障と通常摩耗・経年劣化・維持管理不備との判断は事業者側の見解書によると考えてよろしいでしょうか。	突発的な修繕に該当するかどうかはメーカーの見解も含め原因究明後に協議とします。
34	業務要求水準書（案）	9	第3	1	(1)	表3-1	番号1の汚泥調整池掻寄機が更新となっておりますが、既存掻寄機と同等の荷重等であれば基礎等は流用できると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
35	業務要求水準書（案）	9	第3	1	(1)	表3-1	番号5の熱源供給設備について、数量が1基と記載されていますが、メンテナンス等を考慮し、複数台設置の更新提案を行えるように、数量を1式に変更いただけないでしょうか。	既設台数を記載したものです。台数についての提案は妨げません。
36	業務要求水準書（案）	9	第3	1	(2)		「令和20年3月31日から令和24年3月31日までの間に完成するよう施工すること。」となっておりますが、既設の状況等を考慮し、実施時期の変更に関する提案は可能でしょうか。施設を運用しながらの更新及び通常修繕となりますので柔軟な対応が取れるような工程管理が望ましいと考えます。	使用年数を考慮して時期を設定していますので、この条件の変更は認めません。
37	業務要求水準書（案）	9	第3	1	(4)	ア	管理技術者、照査技術者の手持ち業務量等の制限はございますか。	制限はありません。
38	業務要求水準書（案）	9	第3	1	(4)	ア	表3-1の指定更新対象機器番号1～4と番号5は、施工開始時期が異なるため、設計期間も異なります。そのため、設計の空白期間は管理技術者及び照査技術者の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	それぞれの設計期間においてのみ各技術者を配置してください。
39	業務要求水準書（案）	9	第3	1	(4)	ア	それぞれの指定対象更新機器の設計において、別々の管理技術者及び照査技術者を配置してよろしいでしょうか。	問題ありません。
40	業務要求水準書（案）	9	第3	1	(4)	イ	監理技術者または主任技術者の手持ち業務量等の制限はございますか。	建設業法に基づきます。 なお、常駐緩和については、埼玉県総務部入札課の「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について（R7年2月1日～）」によりますが、施工に当たっては最新の条件を確認してください。
41	業務要求水準書（案）	9	第3	1	(4)	イ	表3-1の指定更新対象機器番号1～4と番号5は、施工期間が異なります。そのため、技術者は建設期間のみの配置とし、それぞれの建設工事で別々の技術者を配置してよろしいでしょうか。	問題ありません。
42	業務要求水準書（案）	9	第3	1	(4)	イ	管理技術者もしくは照査技術者と監理技術者（工場製作期間）または主任技術者（工場製作期間）は兼任できると考えてよろしいでしょうか。	設計業務にて配置する管理技術者もしくは照査技術者が、建設業務にて配置する監理技術者もしくは主任技術者を兼任することは可能です。
43	業務要求水準書（案）	9	第3	1	(5)		「工事実施にあたり、必要に応じて地質調査、地下埋設物調査等を行うこと」とありますが、必要でない場合は実施しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

44	業務要求水準書 (案)	13	第4	1	(1)		建物維持管理業務において、事業者は建物の修繕を行うこととされていますが、建築躯体に係る大規模修繕については事業者負担に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	必要が生じた場合は、突発的な修繕を除き、事業者の負担で適切に修繕を行ってください。
45	業務要求水準書 (案)	14	第4	2	(3)		設備維持管理業務について、当該施設内で新たに発見されたPCB廃棄物に関しましては、事業者側では管理・処分を行わないものと考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。無いものと考えていますが、万が一発見された場合は速やかに企業局に報告してください。
46	業務要求水準書 (案)	14	第4	2	(3)		汚泥調整池建築附帯に関して、既存換気ダクトのバックギンはアスベスト含有ではないと考えてよろしいでしょうか。	アスベストの含有は不明なので、事前に調査し適切に対応してください。
47	業務要求水準書 (案)	14	第4	5			工業用水及び施設内使用電力量については、提案した使用量を超過した分の料金を徴収される事になっておりますが、各々の測定計器は、検定品ではなく通常品と考えてよろしいでしょうか。	計量法に準じた機器を設置してください。
48	業務要求水準書 (案)	17	第4	5	(1)	イ	熱源供給設備の提案により、工業用水道の使用量が増えることも想定されます。また、脱水機設備ろ布の延命のため、ろ布洗浄回数の変更を考えております。上限値150㎡/日については、提案とさせていただけないでしょうか。	過去の実績から余裕をもって設定していますので、上限値は変更しません。なお、提案量の超過については月間水量で判定しますので、その旨追記します。
49	業務要求水準書 (案)	17	第4	5	(2)	※	【電気料金返還相当額算出式】において、「電力料金単価は～燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含めたものとする」とありますが、この算出式に使用する単価は年度初め時点の単価を採用するとの認識でよろしいですか。	超過した月の大久保浄水場の契約単価を適用します。
50	業務要求水準書 (案)	17	第4	5	(3)		「事業者は、低廉な単価でガス事業者と契約を締結できる様に努めるものとし、ガス調達の契約を締結する際は、契約内容を事前に企業局へ報告する。」とありますが、ガス供給会社との契約上の守秘義務がある場合は、企業局も守秘契約に関する同意書に署名・捺印をしていただく必要がございますが、ご対応可能でしょうか。	対応します。
51	業務要求水準書 (案)	18	第4	5	(4)		提案する電力、ガスの使用量について、熱量範囲を設定されておりますが、こちらの数値の算出の考え方についてご教示いただけないでしょうか。	本回答の添付資料1にて示します。
52	業務要求水準書 (案)	18	第4	5	(4)		提案する電力、ガスの使用量について、年間数値を示されておりますが、電力値、ガス使用量の月量の数値を参考として記載していただけないでしょうか。	令和元年度実績から算出していますので、業務要求水準書（案）別紙2を御覧ください。
53	業務要求水準書 (案)	24	第5	2	(2)	ア①	有価による有効利用の提案範囲として、「有価による有効利用率 48%以上」と規定されておりますが、有効利用率のベースとなる発生土量の基準をご教示ください。※『別添資料10 将来の処理水量と浄水発生土量（予測）』に記載の、各年度の浄水発生土量との理解でよろしいでしょうか。	各年度の浄水発生土量は別添資料10に記載の土量を想定しています。
54	業務要求水準書 (案)	24	第5	2	(2)	ア①	有価による有効利用の別添資料10に記載の浄水発生土量と実際の発生土量に乖離が生じた場合には、「契約時に想定できなかった事態が生じた場合」として、協議対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	発生土量の変動に対応するために率設定としていますので、協議の対象とはしません。なお、不可抗力による場合は契約時に想定できなかった事態として協議とします。
55	業務要求水準書 (案)	24	第5	2	(2)	ア②	非有価による有効利用に係る発生簡処分費用について、契約期間中の見直しについての記載がありません。期間中の物価変動や人件費等の上昇に対応するための単価設定変更の仕組み（スライド条項等）は適用されますでしょうか。	有価による有効利用率と買取単価は変更を行いませんが、有価分の運搬費、非有価分の処分費については物価変動等による単価変更を行う予定です。詳細は募集要項等の公表をお待ちください。
56	業務要求水準書 (案)	26	第5	3	(1)		非常用発電機の運転管理について、「浄水場の要請に対する必要電力の供給までの時間は提案とする」と記載されておりますが、上文に「10分以内に～」とありますので「0～10分内」での提案と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
57	業務要求水準書 (案)	27	第5	4	(1)		資格要件について、運営上必須でないものが含まれていると考えられるため、必須となる資格のみを明記していただくことは可能でしょうか。	必須の資格以外にも、事業者の技術レベルを担保するために記載した資格もあるため、記載の変更は行いません。 なお、選任が必要な資格については、本回答の添付資料2のとおりです。
58	業務要求水準書 (案)	27	第5	4	(1)		資格要件について、それぞれの資格に関しましては上位資格者を配置してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
59	実施方針（案）	9	第3	3	(1)	ク（ア）	建設業務実施者に求められる工事実績について、土木工事業や建築工事業、その他建設工事に関する実績も求められておりますが、土木・建築に関する提案がない場合であっても本条件が求められるという認識でよろしいでしょうか。	担当する建設業務に係る業種において、表に示す工事実績を求めるものです。機械器具設置工事は業務要求水準書（案）に記載のとおり指定更新対象ですので必須としています。 電気・土木・建築・その他業種に関する提案がない場合は、それらの業種の実績を有する企業は不要です。

60	実施方針（案）	11	第3	3	(3)	ア	「3者または4者による維持管理JVを結成する」とありますが、SPCの組成による対応は可能でしょうか。SPC方式は双方にとって、長期事業の安定継続に必要な透明性と効率性を実現できる方式と考えます。 県側のモニタリングにより財務透明性が向上するほか、専任体制による15年間の長期安定運営、事業リスクの明確化と迅速な意思決定、人材定着によるノウハウ継承、窓口の一本化による調整の簡素化など、多数のメリットがあります。	維持管理業務実施者については、SPCでの参加も認めます。 ただし、JV同様に記載している条件を満たした企業が出資しSPCを構成することとしてください。また、SPCを結成する場合も、出資企業は3者又は4者で構成してください。
61	実施方針（案）	11	第3	3	(3)	ア	「基本協定の締結後に3者又は4者による維持管理JVを結成する。」と記載があります。SPCの組成が理想的であると考えておりますが、JVの場合2者以下、5者以上は不可でしょうか。	事業規模から構成員数を設定していますので、2者以下及び5者以上の構成は認めません。
62	実施方針（案）	11	第3	3	(3)	キ	維持管理JVの各構成員に求められる業種の格付けとして機械・電気・土木の各種工事業のA等級が求められておりますが、何か理由があるのでしょうか。また、「代表構成員は必ずこの要件を満たすこと」とありますが、いずれか1つの業種に関する格付A等級を保持していれば良いという考えでよろしいでしょうか。	大久保浄水場排水処理施設の規模や、事業期間が長期にわたることを考慮し、一定の技術力を持つ企業に受注していただきたいので、格付はA等級以上としています。代表構成員の格付については御理解のとおりです。
63	実施方針（案）	12	第3	3	(3)	ク	「代表構成員は、次の（ア）及び（イ）の実績を有すること。」とありますが、代表構成員は機械器具設置・電気・土木建設工事実績及び排水処理施設に係る運転管理業務元請け実績をすべて満足している必要があるのでしょうか。あるいは、構成員も含めて実績を保有していれば良いという条件となるでしょうか。	代表構成員に限らず、工事実績は担当する業種の実績を有していれば問題ありません。 代表構成員が機械器具設置工事業を担当する企業であれば、機械器具設置工事業の実績及び排水処理施設に係る運転管理実績を求めます。電気工事業を担当する企業が代表構成員となる場合は、電気工事実績及び排水処理施設に係る運転管理実績を求めることとなります。
64	実施方針（案）	15	第9	1	(2)		解除に伴う損害賠償「合理的な範囲」の上限設定の有無、逸失利益・間接損害の取扱いを契約書（案）で明示されるでしょうか。	契約書（案）の公表をお待ちください。なお、契約解除に伴う損害賠償の「合理的な範囲」について上限を設定することはありません。
65	実施方針（案）		別紙2	2	(1)		発生土の運搬費について、事業者提案となっておりますが、物価変動等に応じて価格改定いただけるという認識でよろしいでしょうか。	有効利用分発生土の運搬費、非有効利用分の処分単価については、物価変動に応じて価格を改定します。詳細な変動方法については、募集要項等の公表をお待ちください。
66	実施方針（案）		別紙2	2	(2)		「XがBを上回った場合、次の計算式で算出した金額を事業者に支払うものとする」と記載がありますので、XがBを上回った場合のみプロフィットシェアをするという認識でよろしいでしょうか。	企業局からは提案有価率Bを基準として支払を行います。実績有価率XがBを上回った場合のみプロフィットシェアいたします。なお、XがBを下回った場合も、有効利用はBの割合で行ったものとして県からの支払額を算出します。
67	実施方針（案）		別紙2	2	(2)		発生土有効利用の条件について、市場の消滅する事態を除き、履行期間中は変更しない趣旨の記載があります。仮に発生土の質（成分・ニオイなど）が変わった場合、有価による販売が困難となる可能性もありますが、その場合は契約変更又は協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。	高度浄水処理施設の稼働など業務要求水準書（案）に記載された汚泥性状の変化については予測の上提案を行ってください。なお、業務要求水準書（案）に記載のない要因による変化については、「契約時に想定できなかった事態」として協議の対象とします。
68	実施方針（案）	1/2	別紙5	No.5			本事業に直接かわる法令等とは具体的に何でしょうか。	業務要求水準書（案）6、7ページに記載している法令を想定しています。
69	実施方針（案）	1/2	別紙5	No.6			本事業に直接関わる法令等（税制度を除く）の新設・変更に関するものは企業局負担、上記以外（広く民間企業一般に影響を及ぼす）の法令等（税制度を除く）の新設・変更に関するものは事業者負担」と記載がありますが、いずれの区分に該当するか判断が難しい場合の負担の考え方を教えてください。両者協議のうえ決定するとの理解でよろしいでしょうか。	判断が難しい場合は協議を行います。
70	実施方針（案）	1/2	別紙5	No.13～14			リスク分担表の脚注*2に「具体的な割合は各契約書（案）において定める」との記載がありますが、当該契約書（案）はいつ頃提示される予定でしょうか。	募集要項に合わせて公表します。 なお、スケジュールについては見直しを行いましたので、再度御確認ください。
71	実施方針（案）	1/2	別紙5	No.13～14			物価変動に係るリスク分担について、物価上昇・下落の判断に用いる物価指標及び労務単価の基準として、具体的に何を採用されるのかご教示ください。	埼玉県「毎月勤労統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」「企業物価指数」を参照することを検討していますが、詳細については、募集要項等の公表をお待ちください。
72	実施方針（案）	1/2	別紙5	No.17～18			「事業者が行う業務に起因する環境の悪化…」「発注者が行う業務に起因する環境の悪化…」と記載がありますが、いずれの業務に起因するか判断が難しい場合の負担の考え方を教えてください。両者協議のうえ決定するとの理解でよろしいでしょうか。	判断が難しい場合は協議を行います。
73	実施方針（案）	1/2	別紙5	No.25			*3「当該リスクは企業局が主にリスクを負担するが、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする」に関し、双方の負担詳細をご教示ください。	負担詳細については、募集要項に合わせて公表する契約書（案）に記載しますので、そちらの公表をお待ちください。
74	実施方針（案）	1/2	別紙5	No.25			「不可抗力（…）」による設計変更、事業の延期・中止」と記載されていますが、設計変更、事業の延期・中止に加え、事業費の増加についても県側のリスクとしてご検討をお願いします。	不可抗力による維持管理・運営業務の変更も対象としています。誤解を招く記載のため追記します。
75	実施方針（案）	1/2	別紙5	No.25			天災等の不可抗力の中には、落雷による被害も含まれるでしょうか。	対象としません。

76	実施方針（案）	1/2	別紙5	No.28 ～31			「事業者の指示・判断の不備・変更に関するもの」（No.29）、「設計図書等の成果物の契約不適合」（No.30）、「維持管理・運営事業を通じて作成した施設・設備更新計画の誤り等」（No.31）は事業者負担と記載がありますが、いずれも発注者から提供された既存施設の情報・条件等に起因して生じた場合は、発注者負担（No.28）に該当するという理解でよろしいでしょうか。	具体的状況に応じて判断します。
77	実施方針（案）	2/2	別紙5	No.40			* 4 「契約不適合責任期間は建設工事請負契約書（案）において定める。」との記載がありますが、当該契約書（案）はいつ頃提示される予定でしょうか。	募集要項に合わせて公表します。 なお、スケジュールについては見直しを行いましたので、再度御確認ください。
78	実施方針（案）	2/2	別紙5	No.58			「発注者の指示に基づくもの以外は事業者負担とする」と記載がありますが、不可抗力による修繕費の増大は当該事業者負担に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による修繕費の増大はNo.25「不可抗力」を適用し、両者のリスクとします。
79	実施方針（案）	2/2	別紙5	No.59, No.61			本項目には項目名の記載がありませんが、発生土の処理費用増加に関するリスク分担との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 空欄は誤りですので「発生土の量及び品質」に修正します。
80	実施方針（案）		別紙6	表3		送泥受入 停止時間	「施設能力を超える汚泥流入により受入が不可能となった場合で、事業者が送泥受入停止にいたるまでに適正な汚泥管理を実施していたことが立証できる場合」とありますが、不可抗力など事業者に帰責性のない原因による水準未達については、ペナルティポイントが課されないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
81	実施方針（案）		別紙6	表3		非常時の電源 供給	本項のみ「事業者に帰責事由がない場合はペナルティポイントを課さない」とされていますが、これはペナルティポイントの各項目に共通するものとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 明確化のため追記します。
82	実施方針（案）		別紙6	表3		表3 ペナルティ ポイントの詳細 非常時の 電源供給	非常用電源の供給要請から給電までの所要時間として、10分以上超過した場合ペナルティポイントが発生することとなっておりますが、浄水場本体からの給電要請はどの時点と定義されているのでしょうか。	大久保浄水場を商用電源から切り離した後に、排水処理施設から浄水場への経路が確立されて浄水場管理室側で受電準備が整った時点で、給電要請を行います。
83	業務要求水準書 （案）	4	第2	2	(3)	表2-4	熱源供給設備に関する更新に際して、仮に浄水場側の監視設備等に改造が発生する場合は、本事業の所掌外と考えてよろしいでしょうか。	熱源供給設備に関する更新に際して浄水場側の監視設備等に改造を要することは想定していませんが、浄水場の制御に支障が出るような提案を行う場合は事業の対象とします。
84	業務要求水準書 （案）	4	第2	2	(3)	表2-4	表2-4の対象施設及び事業範囲で、「維持管理・運営業務」が対象となっている場合でも、一部電気設備などは寿命が短く、15年の期間中に部品の改廃の可能性もあります。 「提案により新規に施設・設備を追加することも可とする」との記載もありますが、今後の公表資料の精査、現地調査、質問書の回答等から総合的に判断し、設備更新が合理的であると判断した場合、電気設備については設備更新を行ってもよろしいでしょうか。	今後公表する設計金額の中での提案・実施は妨げません。
85	業務要求水準書 （案）	5	第2	2	(4)	表2-5	表2-5の＊において、『故障が発生した場合は、原則事業者の負担で修繕を行うものとする』と記載されていますが、実施方針別紙5の「施設の損傷」5 1の記述内容と齟齬があると考えます。実施方針別紙5のリスク分担が優先するものと理解してよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）を正とし、実施方針（案）別紙5を修正します。
86	業務要求水準書 （案）	9	第3	1	(2)	更新期間	「表3-1に示す番号1～4の更新については、令和20年3月31日から令和24年3月31日までの間に完成するよう施工すること。番号5（熱源供給設備）は、製造者当該機種の製品サポートが令和15年3月に終了するため、運営業務へ影響しないよう更新期間を提案すること。」とありますが、番号1～4の工事と番号5の工事との間で施工しない期間が発生します。工事発生しない期間における長期の技術者拘束は避けたいため、それぞれの工事で都度、建設工事請負契約をすることは可能でしょうか。	技術者の配置期間については募集要項に合わせて公表する契約書（案）に記載しますので、そちらの公表をお待ちください。
87	業務要求水準書 （案）	9	第3	1	(3)		「当該期間中における新技術の採用に当たっては、本業務要求水準書等を満足することの確認を含め、合理性等の観点から企業局と協議して決定する」とあります。協議の結果、必要に応じて契約の見直しも行われると考えてよろしいでしょうか。	契約した金額の中での新技術採用を想定しています。
88	業務要求水準書 （案）	9	第3	1	(4)		「本工事に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること」とあります。製作期間と現場施工期間で分けて配置してもよろしいでしょうか。また、工場製作期間中は非専任としていただけますでしょうか。	国土交通省「管理技術者制度運用マニュアルについて（令和7年1月28日改正）」に基づき、工場製作期間と現場施工期間での変更は認めます。また、工場製作期間は工事現場への専任は要しません。

89	業務要求水準書 (案)	9	第3	1	(1)	表3-1	番号5の熱源供給設備について、数量が1基と記載されていますが、メンテナンス時や故障時の冗長性等を考慮し、事業者にて合理的と判断する場合に柔軟に数量を変更できるよう、数量を1式としていただけないでしょうか。	既設台数を記載したものです。台数についての提案は妨げません。
90	業務要求水準書 (案)	9	第3	1	(5)		「工事実施にあたり、必要に応じて地質調査、地下埋設物調査等を行うこと」とありますが、必要でない場合は実施しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
91	業務要求水準書 (案)	14	第4	2	(3)	ウ	「表2-4に示す建築付帯設備(消防設備、電灯・動力設備(太陽光発電設備5.5kW含む)」とありますが、添付資料1の排水処理施設修繕・更新計画表には記載がありません。添付資料3にあるように、日常点検は本事業対象ですが、修繕・更新等については対象外という認識でよろしいでしょうか。	記載がないのは定期的な修繕・更新を現在計画していないということです。必要が生じた場合は、突発的な修繕を除き、事業者の負担で適切に修繕を行ってください。
92	業務要求水準書 (案)	17	第4	5	(2)		提案使用電力量を超えて電気を使用した原因が不可抗力による場合、当該電力料金は企業局負担との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
93	業務要求水準書 (案)	17	第4	5	(3)		提案使用ガスを量を超えてガスを使用した原因が不可抗力による場合、当該ガス料金は企業局負担との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
94	業務要求水準書 (案)	18	第4	5	(3)		「実際の使用ガス量が提案使用ガスを超過した場合、その分については、支払わないものとする」との記載がありますが、非常用発電設備が稼働した場合は、非常用発電設備運転に係るガス使用量については、すべて清算と考えてよろしいでしょうか。	非常用発電機を実運用（試運転及び訓練は含まない）した場合のガス使用量は企業局が負担します。
95	業務要求水準書 (案)	18	第4	5	(4)	表4-2	「現事業最大汚泥発生量を記録した令和元年度の実績より算出」とあり、表には58,628,800MJ/年と記載がありますが、別紙2より試算したところ、令和元年度の使用電力量（2,169,869kWh）×9.76MJ=21,177,921MJ、同年度のガス使用量（1,601,020万m ³ ）×45MJ=72,045,900MJとなります。合計すると93,223,821MJ/年となるという理解でよろしいでしょうか。	本回答の添付資料1にて示します。
96	業務要求水準書 (案)	18	第4	5	(5)		「停電・災害時に企業局からの要請による非常用発電設備の運転に使用した分は企業局にて調達し、供給する。」とありますが、実際に停電・災害が発生し、企業局からの要請により非常用発電設備の運転に灯油を使用した場合、使用後速やかに供給されるものと判断してよろしいでしょうか。	問題ありません。
97	業務要求水準書 (案)	24	第5	2	(2)	ア①、表5-5	発生土の運搬費について、9,963円/t-ds以下の範囲で事業者による提案とされておりますが、9,963円の算定根拠等をご教示ください。	約30km（DID区間あり）を想定して算出しています。
98	業務要求水準書 (案)	24	第5	2	(2)	ア②、表5-6、 注記	発生土有効利用業務における非有効による有効利用に係る処分費について、契約期間中の見直し可否が明確ではありません。物価変動等に応じて見直し頂けるという認識でよろしいでしょうか。	有価による有効利用率と買取単価は変更を行いませんが、有価分の運搬費、非有効分の処分費については物価変動等による単価変更を行う予定です。詳細は募集要項等の公表をお待ちください。
99	添付資料1	6				排水処理施設 修繕・更新計 画表（電気計 装設備-1）	計装設備について、今回の事業期間中は更新または修繕をご計画されていないようにお見受けしましたが、当該機器故障時の更新または修繕費は本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	記載がないのは定期的な修繕・更新を現在計画していないということです。必要が生じた場合は、突発的な修繕を除き、事業者の負担で適切に修繕を行ってください。
100	添付資料1	6				排水処理施設 修繕・更新計 画表	添付資料1「排水処理施設修繕・更新計画表」が公開資料として示されていますが、添付資料1に記載された修繕・更新時期については、事業者提案を拘束するものではなく、要求水準を満足する範囲で事業者提案により変更可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
101	別図3	1					別図3の機械フロー図において、ホイルローダが複数台あるようにお見受けしましたが、ホイルローダの燃料代（軽油）については委託費に含まれるのでしょうか。その場合、どの項目に該当するかをご教示ください。	中分類「発生土有効利用業務」小分類「発生土管理業務」にて見込んでいます。

その他修正事項

1	実施方針（案）	3,4	第2	2	(1)			スケジュールの見直しを行いました。
2	実施方針（案）	9	第3	3	(1)	ク（ア）		誤字訂正：「下水道用施設」→「下水道施設」
3	実施方針（案）	12	第3	3	(3)	ク（ア）		誤字訂正：「下水道用施設」→「下水道施設」